

# 日本放送協会 理事会議事録

(平成30年 6月11日開催分)

平成30年 6月29日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成30年 6月11日(月) 午後2時30分～2時35分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、坂本専務理事、  
児野専務理事・技師長、松原理事、荒木理事、黄木理事、菅理事、  
中田理事、鈴木理事、松坂理事、今井特別主幹  
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 報告事項

(1) 平成29年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて

議事経過

1 報告事項

(1) 平成29年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて

(経営企画局)

「日本放送協会平成29年度業務報告書」の構成および今後のスケジュールについて報告します。

NHKの業務報告書は、放送法第72条に基づき、毎年度の事業の実施結果について取りまとめるもので、NHKの業務の概要を対外的に明らかにする唯一の公式文書です。NHKは業務報告書を、事業年度経過後3か月以内、つまり6月末までに、監査委員会の意見書を添付して、総務大臣に提出しなければならないことになっています。業務報告書は、NHK自身の主観的な評価を加えることなく、放送法で規定された業務の執行に関する事実を正確に書き留めるべきものとして編集しています。

業務報告書の構成を説明します。

業務報告書に記載する事項は、放送法施行規則第30条に定められており、例年、その規定に沿った章立てで作成しています。

第1章は、事業の概況を記すもので、第2章以下の各章の要約を記載することとしています。第2章は放送番組についての概況、第3章は放送番組に関する調査研究、第4章は営業活動の諸施策や受信契約等に関する事項について、第5章は視聴者からのご意見への対応、広報・イベントなど視聴者関係の業務について、第6章は放送設備の整備・運用、第7章は放送技術の研究について、第8章は経営委員会、監査委員会、執行部の構成や活動状況、組織・職員の状況、第9章は財政の状況、第10章は子会社等の概要、第11章にはその他の事項を記述します。

さらに、本編の記述以外に、資料編として年間放送時間数、受信契約件数、子会社の概況等、53点の資料を添付する予定です。

今後は、6月19日開催の理事会で内容を審議していただき、了承されれば6月26日の第1309回経営委員会に提出する予定です。経営委員会の議決が得られた後に、監査委員会の意見書を添えて、財務諸表とともに総務大臣に提出し、公表します。提出後は、総務大臣の意見が付されたいうで、内閣を経由して国会に報告されることになっています。

以上の内容は、6月12日開催の第1308回経営委員会に報告します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成30年 6月26日

会 長 上 田 良 一